

13 教育委員会

(1) 教育総務課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	教育次長	主管	参事	係長	主査	計
全般	1	1	1			3
庶務係					2	2
施設係				1	1	2
計	1	1	1	1	3	7

※ 主管が課長事務取扱である。

※ 参事が庶務係長事務取扱である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（小学校管理費）
- ②予算流用及び執行率30%未満の内容確認
- ③工事現場調査（第四小学校校舎建設工事、常盤中学校グラウンド等整備工事）
- ④支払遅延の状況（4月～10月）
- ⑤契約の状況

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
第五小学校外壁等補修工事	955,500	20. 7. 22 ~ 20. 9. 5
旧天神小学校給水ポンプ新設工事	678,300	20. 7. 16 ~ 20. 9. 5

◇監査の結果

- ・ 支払い遅延が4件（渟城南小2件、竹生小1件、朴瀬小1件）認められており、適切な事務処理に努められたい。
- ・ 予算流用において、第四小学校建設による給食の共同調理場等の建築確認申請手数料等が不足したとして予算流用しているが、当初予算計上にあたっては、十分な確認を行い、遺漏のないよう留意されたい。
- ・ 旧天神小学校給水ポンプ新設工事の契約について、6月補正予算後、水需要が高まる前に緊急施工として一者随意契約を行っているが、ポンプ破損後からは数ヶ月経過しており、より早期に予算計上が可能であったと思われる。設備の状況等については、常に把握し、修繕等に対しては計画的な施工に努められたい。

(2) 能代教育事務所

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	所長	所長補佐	主査	主任	計
能代教育事務所	1	1	1	2	5

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（小学校管理費）
- ②一者随意契約の理由書（新規に作成したもの）
- ③契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
能代市立能代第二中学校テレビ電波共聴 設備保守点検業務委託	215,250	20. 4. 1 ~ 21. 3. 31

◇監査の結果

- ・ 事務執行は、概ね適正と認めた。

(3) 学校教育課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	課長	所長	参事	所長補佐	係長	主査	主事	技士	指導主事	臨時職員等	計
全般	1		1								2
学校教育係					1	2	1	1	2	1	8
教育研究所											
計	1		1		1	2	1	1	2	1	10

※ 課長が教育研究所長兼務、参事が教育研究所長補佐兼務である。

※ 指導主事が教育研究所主査兼務である。

※ 指導主事のうち1人が秋田県からの派遣職員である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（事務費、学校管理費）
- ②一者随意契約の理由書（新規に作成したもの）
- ③予算執行率30%未満の内容確認
- ④契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
切石地区等スクールバス運転業務 委託	一便当たり／12,000円 予算額（2,436,000）	20. 4. 1 ~ 21. 3. 31

◇監査の結果

- ・ 支出負担行為書の支出手続から児童生徒心臓検診業務委託の契約事務については、児童生徒数（受診者）を乗じて委託料としているが、受診者数が変動しても当初の委託料を支払う契約である。受診者数に応じて精算する契約とすべきである。

(4) 学校給食センター

◇職員の配置状況 (単位 人)

区分	所長	場長	技士	業務員	臨時職員等	計
学校給食センター	1				1	2
中央共同調理場					7	7
北部共同調理場		1	1		10	12
東部共同調理場		1	1	1	7	10
南部共同調理場					15	15
二ツ井共同調理場			2		10	12
計	1	2	4	1	50	58

- ※ 所長が二ツ井共同調理場長事務取扱である。
- ※ 北部共同調理場長が中央共同調理場長兼務である。
- ※ 東部共同調理場長が南部共同調理場長兼務である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（学校給食管理費）
- ②一者随意契約の理由書（新規に作成したもの）
- ③予算流用の内容確認
- ④支払遅延の状況（4月から10月）
- ⑤契約の状況

（委託契約） (単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
排気設備清掃委託（北部共同調理場）	367,500	20. 8. 12

◇監査の結果

- ・ 支払い遅延が13件認められており、適正な事務処理に努められたい。
(北部共同調理場3件、東部共同調理場7件、二ツ井共同調理場1件、学校給食センター2件)
- ・ 学校給食については、経理は私会計で処理されている。市以外の運営主体も存在していないことから、学校給食を担当している職員が個人として行っているような形態となっており不適切である。21年度には民間委託も検討されているようであるが、責任の所在を明確にし、早期に改善を図られたい。

(5) 能代商業高等学校

◇職員の配置状況 (単位 人)

区分	事務長	事務長補佐	主査	業務員	臨時職員等	計
能代商業高等学校	1	1	1	1	3	7

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（教育振興費）
- ②現金取扱簿の状況
- ③契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
自家用電気工作物保安管理業務委託	161,784	20. 4. 1 ~ 21. 3. 31

◇監査の結果

- ・ 事務執行は、概ね適正と認めた。

(6) 生涯学習課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	課長	係長	主査	主事	臨時職員等	計
全般	1					1
生涯学習係		1	3		2	6
文化係		1	1	1		3
計	1	2	4	1	2	10

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（社会教育事務費、青少年健全育成事業費、成人式費）
- ②現金取扱簿の状況
- ③予算執行率30%未満の内容確認
- ④契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
農林漁家婦人活動促進施設管理及び清掃業務委託	600,000	20. 4. 1 ~ 21. 3. 31

◇監査の結果

- ・ 農林漁家婦人活動促進施設管理及び清掃業務委託の契約事務について、下記のような不備が見受けられたので改善されたい。
 - 1. 予定価格調書を省略しているが、省略する理由が明確になっていない。
 - 2. 予定価格調書を省略しているが、見積徴取は行っている。見積金額で決定した根拠が存在しない。
 - 3. 私人へ使用料徴収を委託しているが、財務規則で定める会計管理者との協議及び決裁を受けていない。

(7) 中央公民館

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	館長	館長補佐	係長	主査	計
全般	1	1			2
管理係			1	1	2
事業係				4	4
計	1	1	1	5	8

※ 館長補佐が事業係長事務取扱である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（活動事業費）
- ②現金取扱簿の状況
- ③支払遅延の状況（4月～10月）

◇監査の結果

- ・ 支払い遅延が2件認められたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・ 現金の取り扱いにおいて、文化会館主催事業を受託している団体スタッフが職員不在時に公民館使用料等の現金を取り扱っている。この団体との契約には、現金取り扱いに関する内容もなく、公金徴収に係る私人委託の告示など、必要な手続きがとられていないので、早急に改善されたい。

（文化会館にも記載）

- ・ 事務事業マニュアルの作成については、受付、見学者対応のマニュアルは作成しているが、事務的なマニュアルが作成されていないので、早急に作成されたい。

（文化会館にも記載）

(8) 文化会館

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	館長	主査	計
文化会館			

- ※ 中央公民館長が館長兼務である。
- ※ 中央公民館係長が主査兼務である。
- ※ 中央公民館主査のうち1人が主査兼務である。

◇監査した主な内容

- ①現金取扱簿の状況
- ②一者随意契約の理由書の内容確認（新規に作成したもの）
- ③予算流用の内容確認
- ④契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
能代市文化会館主催事業実施業務委託	7,699,650	20. 4. 18 ~ 21. 3. 31

◇監査の結果

- ・ 文化会館大ホール清掃を当初は職員で行っていたが、業務上支障が出たことにより、別工事からの差金をパート清掃委託料年間分として流用した。これについては、本来の予算と異なり、予算議決した内容と大きく変わるために、当初予算に計上するか補正予算による対応をするべきである。
- ・ 能代市文化会館主催事業実施業務委託の契約事務については、契約書には総額しか記載されていないが、各事業公演終了ごとに委託料を支払っている。内訳は内部資料を基にしているが、あくまでも目安額であり、公演の実績等を精査してから支払いを行うべきである。
- ・ 現金の取り扱いにおいて、文化会館主催事業を受託している団体スタッフが職員不在時に公民館使用料等の現金を取り扱っている。この団体との契約には、現金取り扱いに関する内容もなく、公金徴収に係る私人委託の告示など、必要な手続きがとられていないので、早急に改善されたい。

(中央公民館にも記載)

- ・ 事務事業マニュアルの作成については、受付、見学者対応のマニュアルは作成しているが、事務的なマニュアルが作成されていないので、早急に作成されたい。

(中央公民館にも記載)

(9) 図書館

◇職員の配置状況 (単位 人)

区分	館長	館長補佐	係長	主査	主任	臨時職員等	計
全般	1	1					2
図書係			1	1	1	4	7
計	1	1	1	1	1	4	9

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（全部）
- ②一者随意契約の理由書（新規に作成したもの）
- ③契約の状況

（委託契約） (単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
冷却水系統保守点検業務委託	105,000	20. 4. 1 ~ 21. 3. 31

◇監査の結果

- ・ 関係書類の保存状況において、支出負担行為書の保存年限は5年で、契約関係書類の保存年限は10年となっているが、双方が同一の簿冊に保存されているので、改善すべきである。
- ・ 冷却水系統保守点検業務委託の契約については、業者に対して現場説明事項を送付していないこと、また、契約書に「再委託の禁止」の条項がないなど、不備が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

(10) 子ども館

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	館長	主査	業務員	臨時職員等	計
子ども館	1	2	1	3	7

※ 館長は嘱託職員である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（全部）
- ②現金取扱簿の状況
- ③契約の状況

（委託契約）

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
子ども館デジタル複合機賃貸借 委託	機械使用料 4,567円/月 複写単価 4.2円/1枚当たり	20. 6. 1 ~ 25. 5. 31 (長期継続契約)

◇監査の結果

- ・ 通常、業者からの請求書や納品書については、支出命令に添付され会計課へ保存となるが、これらをコピーし、支出負担行為書に残している。用紙節約及びコピー使用料など経費節約の観点から改善を検討されたい。
- ・ 現金取扱簿の状況において、平成19年度末と平成20年度当初分をいっしょに平成20年度分として入金したような記載があったので、誤解のないような記載とされたい。

(11) 勤労青少年ホーム

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	館長	主査	臨時職員等	計
勤労青少年ホーム		1	1	2

※ 働く婦人の家館長が館長兼務である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（全部）
- ②現金取扱簿の状況
- ③契約の状況

(工事請負契約)

(単位 円)

工事名	契約金額	工事期間
勤労青少年ホーム軽運動室屋根等改修工事	2,761,500	20. 8. 6 ~ 20. 9. 30

◇監査の結果

- ・ 事務執行は、概ね適正と認めた。

(12) 働く婦人の家

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	館長	主査	臨時職員等	計
働く婦人の家	1		2	3

※ 勤労青少年ホーム主査が主査兼務である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（全部）
- ②現金取扱簿の状況

◇監査の結果

- ・ 事務執行は、概ね適正と認めた。

(13) スポーツ振興課

◇職員の配置状況

(単位 人)

区分	課長	所長	館長	係長	主査	主事	業務員	臨時職員等	計
全般	1								1
スポーツ振興係				1	2	1			4
能代市総合体育館							1	11	12
市民体育館									
B & G 海洋センター ・ 土床体育館 ・ 落合テニスコート								6	6
能代球場								3	3
市民プール								7	7
二ツ井町総合体育館			1		1			4	6
荷上場体育館								2	2
二ツ井球場								1	1
二ツ井テニスコート								2	2
計	1		1	1	3	1	1	36	44

※ 課長が能代市総合体育館長、B & G 海洋センター所長兼務である。

※ 係長がB & G 海洋センター主査兼務である。

◇監査した主な内容

- ①支出負担行為書（体育施設費）
- ②現金取扱簿の状況
- ③一者随意契約の理由書（新規に作成したもの）
- ④予算流用の内容確認
- ⑤支払遅延の状況（4月～10月）
- ⑥契約の状況

(委託契約)

(単位 円)

委託業務名	契約金額	委託期間
宝くじスポーツフェアドリームベースボール開催業務委託	1,682,921	20. 5. 12 ~ 20. 5. 31
能代市総合体育館 屋根（高所）清掃業務委託	248,850	20. 4. 1 ~ 21. 3. 31

◇監査の結果

- ・ 支払い遅延が2件認められたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・ 能代市総合体育館屋根（高所）清掃業務委託の契約事務について、業者に対して現場説明事項を送付せず、詳細が不明のまま見積合わせ（入札行為）を行っていたので、疑義の生じないよう適正な事務処理に努められたい。